

議案第1号

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年11月29日提出

富津市長 高橋 恭市

提案理由

一般職の職員に係る勤勉手当の支給割合を引き上げることに伴い、議会議員に係る期末手当の支給割合の引上げ等を行うため、条例の一部を改正するものである。

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年富津市条例第7号）
の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「、若しくは公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項
第1号に該当して地方自治法第127条第1項の規定により失職し」を削り、同条第
2項中「100分の197.5」を「100分の207.5」に、「100分の212.5」を「100分の
222.5」に改め、同条第3項中「、若しくは失職し」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（平成28年12月に支給する期末手当に係る特例措置）
- 2 平成28年12月に支給する期末手当に係る改正後の第6条第2項の規定の適用に
ついては、同項中「100分の222.5」とあるのは「100分の232.5」とする。